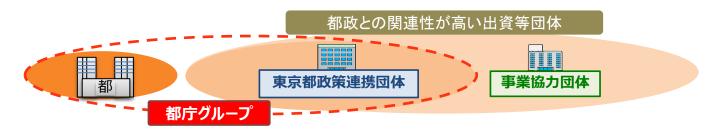
都が関与すべき 団体の考え方

都が目指す3つのシティ実現に向け、都の政策実現に寄与する団体を明確化

○『現在の都政との関連性』(人的・財政的支援)に重きを置く考え方により、「東京都政策連携団体」「事業協力団体」を指定 (従来は「東京都監理団体」「報告団体」に区分)



東京都政策連携団体・事業協力団体について

事業協力団体の定義

事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体のうち、以下の要件を満たすもの

都から資本金又は基本財産への出資等(※)を受けている団体のうち、以下のいずれか1つに該当

①継続的な都財政かつ都派遣職員の受入がある

②経常収益額等に占める都財政受入割合が50%以上

③全社員に占める都派遣職員割合が5%以上

④常勤役員に都関係者が就任している

※社団法人は、出資等の概念がないため、継続的な都財政受入れを要件

事業協力団体のうち、より都政との関連性が高い団体を東京都政策連携団体として指定

東京都政策連携団体の定義

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体(都が指導監督する範囲が狭い団体・持株会社の子会社は除く)